

総合評価落札方式について

総合評価落札方式について

1. 総合評価落札方式とは

公共調達において、国民にとって最良の調達を行うためには、工事の内容に応じて、価格に加え品質や安全性、環境への影響等といった点をも総合的に判断することが大切であり、「価格のみの競争」から「総合的な価値による競争」への転換が求められています。

これまでは、公共工事の調達では、市場にある既製のものを購入するのではなく、発注者が仕様を示しそれに合わせて工事を実施するという事が基本であり、価格以外の性能に差異があまり生じることがないため、結果としてこの方式を積極的に検討してきませんでした。

しかし、平成9年度以降、入札時VE方式の採用など、民間の技術開発を積極的に活用するという方策に転換した後では、たとえ発注者が仕様を示したとしても様々な提案が民間から出されることとなるため、性能の異なる多様な選択肢の中から発注者が最良のものを選定することが出来ることとなり、総合評価落札方式を実施する余地が生まれてきたと考えています。

2. 制度及び背景

公共工事の発注者は、「会計法」または「地方自治法」に基づいて調達を行っています。両法とも、その基本思想は、発注者があらかじめ設定する性能・品質を満足するもので、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者として決定するというものであります。

一方、その例外的な措置として、「性能と価格の相対評価」による落札者の決定方式も両法に位置づけられています。(例えば会計法では、第二九条の六第二項)

ただし、国の場合、従来は、この方式を適用するには、個別の工事毎に、事前に旧大蔵大臣と協議を実施する必要があったことなどの制約から、これまで公共工事の分野ではほとんど活用されませんでした。

このような中、中央建設業審議会建議（平成10年2月4日）において、工期、安全性などを重視すべき工事については、「価格のみ」による競争ではなく、「価格と価格以外の要素を総合的に評価」して、発注者にとって最も有利な者を落札者とする方式を導入すべきとの指摘もあります。

このような背景のもと、旧建設省（現国土交通省）では平成11年度に、公共工事の分野では、初めて次の2件の総合評価落札方式による工事発注を実施したところであります。

(一)今井一号橋撤去工事

工事概要：道路拡張に支障となる既設跨道橋の撤去及び新設橋下部工工事

評価概要：交通への影響を低減する観点から、撤去工事に伴う道路の通行止時間と工事価格とを総合評価して落札者を決定

(二)五十里ダム施設改良工事

工事概要：既設ダム放流能力の向上を目的としたダム本体改良（放流管の追加設置）

評価概要：ダム水位の低下期間（施工期間）と工事価格の総合評価により、工事価格と国が発電企業者へ支払う補償費の合計が最も有利となる落札者を選定

この2工事の実績を踏まえ、今後の総合評価落札方式の適用拡大を図るため、適用工事の範囲や落札方式、評価方式等を定めた包括協議が平成12年3月に整いました。その結果、この包括協議に示されている範囲の工事、方式で実施する限り、個別工事毎の財務大臣との協議なく本方式を実施することが可能となりました。

また、平成12年9月には、運用上の具体的な手続きの留意点等を記したガイドラインが定められ、同方式の幅広い活用に向けての環境が整備されました。(別紙参照)

3. 総合評価落札方式の実施手法

ガイドライン等で示された総合評価落札方式の実施手法を以下に示します。

(一)総合評価落札方式の適用対象

入札者の提示する性能、機能、技術等によって、工事価格に比べて以下のような事項に相当程度の差異が生ずる工事を対象としています。

①総合的なコストに関する事項

工事に関連して生ずる補償費等の支出額、維持更新費等を加えた総合的なコスト

②工事目的物の性能、機能に関する事項

工事目的物の初期性能の持続性、強度、耐久性、安全性、美観、供用性等の性能、機能

③社会的要請に関する事項

環境の維持(騒音、振動、粉塵、悪臭、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染、景観)、交通の確保(規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧等)、特別な安全対策、省資源対策またはリサイクルの対策

(二)総合評価の考え方

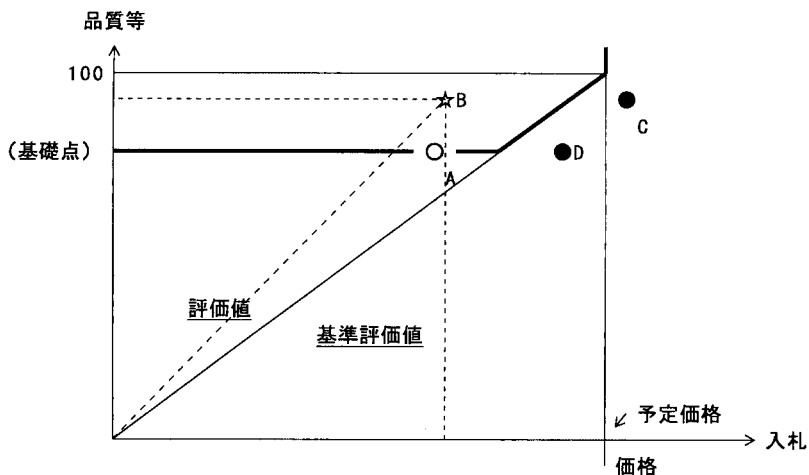
入札価格が予定価格以下で必須とする要件を満たし、かつ、

$$\text{評価値} = F(\text{機能}) / C(\text{コスト})$$

が基準評価値(予定価格算出時の評価値)を上回り最大となる者を選定します。(下図参照)

$$\text{評価値} = \frac{F1+F2+\dots}{C1+C2+\dots}$$

F：評価項目に対する得点
C：工事価格やその他のコスト



(注) Bは、Aより価格は高いが、評価値（勾配）が高いため落札者となります。
C及びDは失格。

4. 平成12・13年度の取組

旧建設省（現国土交通省）においては、平成12年度には、包括協議・ガイドラインに基づき6件の工事を試行しました。

平成13年度は、試行工事を大幅に拡充し、全国で34件の工事について同方式を適用し、多様な評価項目や評価手法の開発を進めています。総合評価の評価項目についても、多様な評価項目が適用されています。（別表参照；平成12，13年度総合評価落札方式発注案件一覧）

5. 総合評価落札方式の課題と対応

総合評価落札方式の試行工事を進めているところですが、今後の展開を図る上でいくつかの課題が挙げられます。

その代表的な課題としては、「多様な評価手法の確立」が挙げられます。つまり、個々の工事内容・特徴に応じて、評価項目の価値をいかに評価するか、どのようにそれを定量化するかということが重要な検討課題となっています。これまでの試行工事の評価方法を見ても、価格以外の評価値の設定の仕方において（例えば、騒音を1デシベル低減するのに相当する工事価格の設定の仕方）、対外的な説明の面から慎重にならざるを得ず、このため、価格以外の評価値の占めるウェイトが相当低くなっている傾向があります。従

って、せっかく総合的な評価においても、最低の価格を提示した者が落札するケースが大半を占めています。

そこで、本方式の意義を発揮させるためにも、価格以外のウェイトをさらに高くし、また、環境保全などの定量的な評価が困難な項目についても、相対的な評価が可能になる手法を試行的に実施するため、平成14年6月13日に、新しい通達「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」を発出しました。(別紙参照)

6. 今後の展開

平成13年4月から施工された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づくいわゆる「適正化指針」の中でも、総合評価落札方式の導入を積極的に進めるものとされており、さらに、平成14年2月に国土交通省に設置された「公共工事の入札契約の適正化徹底のための方策検討委員会(委員長:事務次官)」報告(3月27日)においても、総合評価落札方式の拡大を求めているところであります。具体的には、平成14年度は国土交通省発注工事において、その発注予定金額の概ね2割を目標に取り組むこととされているところであります。

総合評価落札方式のガイドラインについて

建設省では、新たな入札・契約方式導入の一環として、通常の価格のみによる評価ではなく、価格と価格以外の要素を総合的に勘案して落札者を決定する総合評価落札方式を平成10年度より導入しています。

これまで、総合評価落札方式の採用にあたっては、個別の工事毎に大蔵大臣との協議が必要とされていましたが、一定の要件を満たした工事については個別協議を不要とする大蔵大臣との包括協議を平成12年3月に整えるなど、総合評価落札方式導入の推進に取り組んできたところです。

このたび、同方式導入の一層の推進を図るため、建設省直轄工事において総合評価落札方式を実施する場合の手続きの留意点等を示した標準ガイドラインを定め、各地方建設局あて通知しましたのでお知らせします。

問い合わせ先

—大臣官房技術調査室	技術審議官付補佐	佐々木政彦（内線2399）
大臣官房地方厚生課	課長補佐	房州純一郎（内線2367）
大臣官房官庁営繕部営繕計画課	課長補佐	住田 浩典（内線2462）

工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン

本標準ガイドラインは、公共工事発注機関が総合評価落札方式により入札する場合の事務処理の効率化等に資するため、大蔵大臣と協議を整えた各省各庁の長の定めとともに、運用上の基本的な事項を手引きとしてとりまとめたものである。

第1 各省各庁の長の定め（大蔵大臣協議）

適用範囲

以下の工事（設計・施工一括発注を含む。）に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。

- 1 入札者の提示する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）によって、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額（以下「補償費等の支出額等」という。）並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると当該工事に係る契約に関する事務を管理する大臣（以下「大臣」という。）が認める工事
- 2 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると大臣が

認める工事

- 3 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して対策の達成度に相当程度の差異が生ずると大臣が認める工事

落札方式

- 1 入札者に価格及び性能等をもって申込みをさせ、次の各要件に該当する者のうち、Ⅲ「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - (2) 入札に係る性能等が、入札公告及び入札公示（これらに係る入札説明書又は技術資料作成要領を含む。以下「入札公告等」という。）において明らかにした性能等の要求要件（以下「技術的要件」という。）のうち、必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。
 - (3) 評価値が、予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点（必須とされた項目ごとに設定した最高得点の合計）を、予定価格（補償費等の支出額等を評価する場合においては、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算した価格）で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回っていないこと。
- 2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

総合評価の方法

- 1 性能等の評価方法については、次のとおりとする。
- (1) 評価の対象とする技術的要件については、当該工事の目的・内容に応じ、事務・事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。
 - (2) 必須とする項目については、各項目ごとに最低限の要求要件を示し、この要求要件を満たしていないものは不合格とし、要求要件を満たしているものには基礎点を得点として与え、更に、最低限の要求要件を超える部分について評価に応じ得点を与える。
 - (3) 必須とする項目以外の項目については、各項目ごとに評価に応じ得点を与える。
 - (4) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。
 - (5) 補償費等の支出額等を評価する場合においては、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。
- 2 価格及び性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計を当該入札者の入札価格（補償費等の支出額等を評価する場合においては、入札価格にその費用を加算した価格）で除して得た数値をもって行う。

その他

この落札方式による場合には、落札決定に当たって総合評価による旨及びその方法を入札公告等において明らかにするものとする。

第2 総合評価に関する手引き

一般的事項

- 1 技術的要件及び入札の評価に関する基準については、入札説明書等において明らかにするものとし、この旨入札公告等において明記するものとする。

-
- 2 公共工事発注機関は、技術的要件及び入札の評価に関する基準を、仕様に関する書類（以下「仕様書」という。）及び総合評価に関する書類（以下「総合評価基準」という。）において定める場合にあっては、入札説明書等の一部として、これらを入札参加希望者の要請に応じ速やかに交付する。

技術的要件

- 1 技術的要件は、必須の要求要件及びそれ以外の要求要件に区分して、入札説明書等（仕様書を含む。）において明らかにするものとする。
- 2 技術的要件は、工事における必要度・重要度に基づき、適切に設定するものとする。
- 3 必須の要求要件については、公共工事発注機関が実際に必要とする最低限の内容に限るものとする。
- 4 必須以外の要求要件については、総合評価基準において定める評価項目として評価の対象とするものに限るものとし、評価の対象としないものは記載しない。
- 5 技術的要件は、定量的に表示し得るもの（性能等を数値化できるもの）は数値で表すこととし、それが困難で定性的に表示せざるを得ないものについては、その内容を可能な限り詳細かつ具体的に記録する。

評価基準

- 1 入札の評価に関する基準は、評価項目、得点配分（基礎点及び評価に応じて与えられる得点（以下「加算点」という。）、その他の評価に必要な事項とし、入札説明書等（総合評価基準を含む。）において明らかにするものとする。
- 2 評価項目及び得点配分は、工事における必要度・重要度に基づき、適切に設定するものとする。
- 3 工事における必要度・重要度に照らし、必要な範囲を超え評価する意味のないものは評価しないものとする。
- 4 必須の評価項目であっても、工事における必要度・重要度に照らし、最低限の要求要件を満たしていれば十分であり、当該要求要件を超えていても評価する必要がないものは、加算点の対象にしないものとする。
- 5 評価項目については、その評価する内容を可能な限り詳細かつ具体的に示すものとする。この場合において、あらかじめ数値等により定量的に評価する範囲（上限値等）を示すことができるものについては、当該評価項目ごとにその旨を明記するものとする。
- 6 必須とする評価項目及びそれ以外の評価項目の各評価項目ごとに、入札者の提示する性能等とその評価に応じ与える得点（基礎点を含む。）の関係を明らかにするものとする。
- 7 基礎点合計と加算点合計との配点割合は、工事及び評価の目的・内容等を勘案して適切に設定するものとする。
- 8 基準評価値は、予定価格の算出の前提となる状態（予定価格を算出する際に設定する諸条件を満たす状態）で想定される得点を、予定価格で除した数値であり、補償費等の支出額等を評価する場合には、予定価格に、予定価格算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算するものとする。
- 9 予定価格は、当該工事において目標とする技術的要件（必須とする評価項目ごとに設定した最高得点を与える状態。以下「目標状態」という。）を前提として算出することとし、その算出に当たっては、目標状態の工事価格を算出する方法、あるいは必須とする評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する工事価格に、目標状態までに必要な価格を加算する方法等が考えられ、各公共工事発注機関が工事ごとに設定するものとする。
- 10 評価項目設定の指針となる事項について例示すれば、次のとおりである。
なお、具体的な評価項目を設定する場合には、その項目は当該工事に係る契約において、その内容が担保できるものに限るものとし、担保できないものは、評価項目の対象としないものとする。

（1）総合的なコストに関する事項

-
- ・ライフサイクルコスト
維持管理費・更新費も含めたライフサイクルコストについて評価する。
 - ・その他
補償費等の支出額等を評価する。
- (2) 工事目的物の性能、機能に関する事項
- ・性能・機能
初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性、美観、供用性等の性能、機能を評価する。
- (3) 社会的要請に関する事項
- ・環境の維持
騒音、振動、粉塵、悪臭、水質汚濁、地盤沈下、土壤汚染、景観を国の利害の観点から評価する。
 - ・交通の確保
交通への影響（規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧等）を国の利害の観点から評価する。
 - ・特別な安全対策
特別な安全対策を必要とする工事について安全対策の良否を評価する。
 - ・省資源対策又はリサイクル対策
省資源対策、リサイクルの良否などへの対応を国の利害の観点から評価する。

評価

- 1 入札の評価は、入札説明書等（仕様書及び総合評価基準を含む。）に基づいて行うものとし、入札説明書等に記載されていない性能等は評価の対象としない。
- 2 性能等の評価は、当該公共工事発注機関による公正、公平な審査を通じて適切に行うものとする。また、当該審査に当たっては、全ての入札者に共通の基準で行うこととし、特定の入札者の評価に特定の方法を用いないものとする。
必要に応じ、入札前に施工計画、試験結果等の提出を求め、資料のヒアリングを実施することができる。なお、その場合には、その旨を入札説明書等において明らかにするものとする。
- 3 必須の評価項目については、入札説明書等（仕様書を含む。）で示した最低限の要求要件を満たしているか否かを判定し、合格、不合格の決定をする。合格とされたものについては、入札説明書等（総合評価基準を含む。）に基づき基礎点及び加算点を与える。
- 4 必須以外の評価項目については、入札説明書等（仕様書を含む。）に記載された必須以外の要求要件を満たしているか否かを判定し、当該要求要件を満たしている場合は、入札説明書等（総合評価基準を含む。）に基づき加算点を与える。
- 5 定性的な評価項目に関する評価に当たっては、十分、合理的な理由をもって行うものとする。
- 6 入札者の提示する性能等の評価に当たり、実地試験等を課す場合には、公正かつ無差別な手段で行われることを確保するため、当該試験の実施内容・方法等を入札説明書等において明らかにするものとする。

その他

- 1 落札結果等の記録及び情報提供
 - (1) 総合評価における入札者の提示した性能等の評価及び落札結果等については、記録し契約後になるべく早期に公表する。特に、技術的要件の審査結果については、各評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録し、入札者の苦情等に適切に対応するものとする。
 - (2) 落札できなかった入札者から落札情報の提供依頼があった場合には、落札の相対的な利点に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点）を提供する。
- 2 評価内容の担保

-
- (1) 落札者の提示した性能等については、全て契約書にその内容を記載することとし、その履行を確保するものとする。
 - (2) 工事の監督・検査に当たっては、評価した性能等の内容を満たしていることを確認するものとする。
なお、工事の検査において、契約書に記載してある評価した性能等の内容を満たしていることをすべて確認できない場合は、当該工事の契約内容のうち、評価した性能等についての履行に係る部分は、工事完成後においても引き続き存続する旨を契約書において明らかにする。
 - (3) 評価する項目の性格から、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を入札説明書等において明らかにし、契約書に記載するものとする。再度の施工が可能な場合には、入札説明書等及び契約書において、再度の施の義務及びその内容を明らかにする。
- 3 不落となった場合の取扱い
再度入札を実施しても落札者が決定しない場合の随意契約においても、第1・1に示す考え方に従い契約を行うものとする。

平成12年度総合評価落札 式発注案件一覧

番号	整備局名	発注方式	工事名	工事の特徴	評価項目	発注時期	工期	備考
1	関東	一般競争	平井七丁目高規格堤防 (H12) 工事	荒川平井七丁目地先のマー八堤防工事。住宅街であるため、工事に伴う騒音の低減と工事価格を総合評価。	工事に伴う騒音の低減	H. 13. 1. 15	H. 13. 1. 19～ H. 15. 3. 31	河川工事
2	関東	分任官公募	村上舗装修繕工事	現道上の排水性舗装工事。騒音値の低減と工事価格を総合評価	路面との騒音の低減 減価	H. 13. 3. 23	H. 13. 3. 28～ H. 13. 10. 13	道路工事
3	中部	一般競争	美和ダム再開発分派掘工事	洪水ハイバスターンネルに洪水を分派させる掘工事で、施工にあたり貯水位の低下が必要となるため、工期短縮（発電補償額の低減）と工事価格を総合評価。	補償費の低減額	H. 13. 3. 13	H. 13. 3. 17～ H. 17. 3. 15	ダム工事
4	中部	分任官公募	国道2号岩実舗装修繕工事	現道上の排水性舗装工事。騒音値の低減と工事価格を総合評価	路面との騒音の低減 減価	H. 13. 3. 23	H. 13. 3. 24～ H. 13. 7. 31	道路工事
5	九州	公募型	相崎地区舗装修繕工事	現道上の排水性舗装工事。騒音値の低減と工事価格を総合評価	路面との騒音の低減 減価	H. 13. 3. 21	H. 13. 3. 22～ H. 13. 11. 20	道路工事
6	岩盤	公募型	工業技術院筑波研究支援総合事務所 スーパーグループ・ビルディング管理研究棟（仮称）電気設備（受変電）工事	新設研究施設への電源供給のための特高受変電設備、特高受変電機器のライフサイクルコスト及び地球環境負荷低減と工事価格を総合評価	特高用変圧器の性能及び温昇化係数の大きい絶縁ガス(SF6)の使用量	H. 13. 2. 28	H. 13. 3. 6～ H. 14. 1. 31	管轄工事

平成13年度 総合評価面落札方式発注案件一覧

番号	整備地区名	事務所名	工 事 名	工 事 概 要	詳細項目		開始	精算	事業分類
					カイトライオン(※1)上の箇所	実際の詳細項目			
1	東北	磐山国道工事事務所	両沼橋上部工事	サンジツクボヤクモアノカガエル等の重要な生活・生産環境を維持するため、上部橋脚及び上部橋脚について旧橋梁を撤去する工事、支保工上面修繕工と工事橋脚を総合評価。	社会的要請に関する事項、環境の維持、水質汚濁	支保工支柱間隔	H14.2.19	H15.1.15	道路工事
2	東北	樺上山ダム工事事務所	樺上山ダム排水放散ゲート設備新設工事	排水新築から排水放散ゲートが操作される間隔であり、ライフサイクルコストを削減して閉鎖後運用についていよいよ定数運用を始めること、運用を始めるまでの20年(工事)を発生し、その削減によるコスト削減を総合評価。	総合的なコスト削減に関する事項、ライフサイクルコスト削減、維持管理費	ライフサイクルコスト(閉鎖後運用、閉鎖後運用)	H14.3.23	H15.2.28	ダム工事
3	東北	鹿井ダム工事事務所	鹿井ダム人魚運出設備11号橋上部工事	旧工事所は、豊後地区の山間部に位置し、豊後地区の狭く、急峻な地形に建設されており、土石流等の危険箇所である。有期工期間の短縮による施工方法により要請される低価格であることが有効、施工期間の短縮を可能とする施工方法についていよいよ定数運用を始めること、運用維持、建設期及び運用に渡る工期間中の安全確保を総合評価。	社会的要請に関する事項、特別な安全対策、安全対策	工期日数の短縮	H14.3.23	H16.11.30	ダム工事
4	東北	新庄工事事務所	折渡橋工事	荒川川口地区のスーパー小橋工事、事故に近接しているため、既設橋梁への影響を配慮し、工期短縮日数と工事価格を総合評価。	社会的要請に関する事項、特別な安全対策、安全対策	工期日数の短縮	H14.3.27	H15.3.20	河川工事
5	関東	荒川下流工事事務所	川口高橋橋梁(413)工事	荒川川口地区のスーパー小橋工事、事故に近接しているため、既設橋梁への影響を配慮し、工期短縮日数と工事価格を総合評価。	社会的要請に関する事項、特別な安全対策、安全対策	工期日数の短縮	H14.3.14	H15.3.31	河川工事
6	関東	荒川下流工事事務所	川口高橋橋梁(413-9)工事	荒川川口地区のスーパー小橋工事、事故に近接しているため、既設橋梁への影響を配慮し、工期短縮日数と工事価格を総合評価。	社会的要請に関する事項、特別な安全対策、安全対策	工期日数の短縮	H14.3.14	H15.3.31	河川工事
7	関東	川崎国道工事事務所	環状2号橋(上那)の工事	一般国道と暫定高速を跨ぐ環状上部工事、交通通行止めの短縮時間と工事価格を総合評価。	社会的要請に関する事項、運行上の安全性確保	運行上の短縮時間	H14.3.14	H15.3.31	道路工事
8	関東	千葉県国道工事事務所	長沼橋修繕工事	現道上の排水性舗装工事、騒音等の低減と工事価格を総合評価。	社会的要請に関する事項、運行上の安全性確保	騒音等の低減	H14.3.14	H15.3.31	道路工事
9	関東	東京都国道工事事務所	東五反田橋修繕工事	現道上の排水性舗装工事、騒音等の低減と工事価格を総合評価。	社会的要請に関する事項、運行上の安全性確保	騒音等の低減	H14.3.14	H15.3.31	道路工事
10	関東	東京都国道工事事務所	小仏橋町橋修繕工事	現道上の排水性舗装工事、騒音等の低減と工事価格を総合評価。	社会的要請に関する事項、運行上の安全性確保	騒音等の低減	H14.3.19	H15.11.3	道路工事
11	関東	東京都国道工事事務所	八潮町日建橋修繕工事	現道上の排水性舗装工事、騒音等の低減と工事価格を総合評価。	社会的要請に関する事項、運行上の安全性確保	騒音等の低減	H14.3.20	H15.12.4	道路工事
12	関東	東京都国道工事事務所	水本橋修繕工事	現道上の排水性舗装工事、騒音等の低減と工事価格を総合評価。	社会的要請に関する事項、運行上の安全性確保	騒音等の低減	H14.3.23	H15.4.28	道路工事
13	関東	長野県国道工事事務所	上田宮内橋修繕その1の工事	現道上の排水性舗装工事、騒音等の低減と工事価格を総合評価。	社会的要請に関する事項、運行上の安全性確保	騒音等の低減	H14.3.23	H15.9.29	道路工事
14	関東	甲府国道工事事務所	国府橋修繕その2の工事	現道上の排水性舗装工事、騒音等の低減と工事価格を総合評価。	社会的要請に関する事項、運行上の安全性確保	騒音等の低減	H14.3.19	H14.9.4	道路工事
15	関東	甲府国道工事事務所	三島橋修繕その2の工事	現道上の排水性舗装工事、騒音等の低減と工事価格を総合評価。	社会的要請に関する事項、運行上の安全性確保	騒音等の低減	H14.3.20	H15.11.11	道路工事
16	関東	宇都宮国道工事事務所	宇都宮橋修繕工事	現道上の排水性舗装工事、騒音等の低減と工事価格を総合評価。	社会的要請に関する事項、運行上の安全性確保	騒音等の低減	H14.3.20	H15.11.11	道路工事
17	関東	宇都宮国道工事事務所	氏家橋修繕工事	現道上の排水性舗装工事、騒音等の低減と工事価格を総合評価。	社会的要請に関する事項、運行上の安全性確保	騒音等の低減	H14.3.26	H14.9.1	道路工事
18	関東	宇都宮国道工事事務所	G時岡橋修繕工事	現道上の排水性舗装工事、騒音等の低減と工事価格を総合評価。	社会的要請に関する事項、運行上の安全性確保	騒音等の低減	H14.3.26	H14.9.21	道路工事
19	関東	高崎国道事務所	広沢(2)橋修繕工事	現道上の排水性舗装工事、騒音等の低減と工事価格を総合評価。	社会的要請に関する事項、運行上の安全性確保	騒音等の低減	H14.3.26	H14.9.21	道路工事
20	関東	徳島国道工事事務所	16号指原橋架設大野原修繕工事	現道上の排水性舗装工事、騒音等の低減と工事価格を総合評価。	社会的要請に関する事項、特別な安全対策、安全対策	騒音等の低減	H14.3.28	H14.9.21	道路工事
21	北陸	福川ダム工事事務所	福川ダム第2山トンネル工事	山トンネルトンネルの抜孔トンネルの抜孔の確保及びトンネル工事の安全確保、全橋梁のトンネル掘削開始と工事価格を総合評価。	社会的要請に関する事項、特別な安全対策、安全対策	工期日数の短縮	H14.3.26	H15.11.25	ダム工事

番号	取組地名	事務所名	工事名	工事概要	延長項目		時期	事業分類
					ガイドライン(※1)上の箇所	業務の計画項目		
22	北陸	新潟国道工事業務所	中曾根橋改修工事	現道上の排水性舗装工事、騒音等の低減と工事面格を総合評価。	社会的集約に関する事項、環境の確保、騒音	路面との騒音の低減値	H14.3.5	道路工事
23	北陸	高山工事業務所	新平月水橋上流その2工事	現道上の排水性舗装工事、騒音等の低減と工事面格を総合評価。	社会的集約に関する事項、環境の確保、騒音	工期日数の短縮	H14.3.7	道路工事
24	北陸	富田工事業務所	阿尾畑橋改修工事	現道上の排水性舗装工事、騒音等の低減と工事面格を総合評価。	社会的集約に関する事項、環境の確保、騒音	路面との騒音の低減値	H14.3.26	道路工事
25	北陸	長岡国道工事業務所	蓮清橋改修工事	現道上の排水性舗装工事、騒音等の低減と工事面格を総合評価。	社会的集約に関する事項、環境の確保、騒音	路面との騒音の低減値	H14.3.8	道路工事
26	北陸	千曲川工事業務所	南条通河改善復旧工事	7年経過後河川フィールドに区域での維持工事、工事の要因による自然環境の改善を確保するための適切な切りの取崩しと工事面格を総合評価。	社会的集約に関する事項、①環境・騒音・景観②交通量の確保③交差点の確保④ライフロア等の確保の多少	保樹めくり等他の工費下置の低減値	H14.3.8	河川工事
27	中部	静岡国道工事業務所	静岡共同河川料簡地区工事	現道上の排水性舗装工事、騒音等の低減と工事面格を総合評価。	社会的集約に関する事項、①環境・騒音・景観②交通量の確保③交差点の確保④ライフロアの確保の多少	路面との騒音の低減値	H14.3.20	道路工事
28	近畿	奈良国道工事業務所	24号大和郡山・天理地区橋改修工事	現道上の排水性舗装工事、騒音等の低減と工事面格を総合評価。	社会的集約に関する事項、環境の確保、騒音	路面との騒音の低減値	H14.3.16	道路工事
29	近畿	兵庫国道工事業務所	175号小瀬橋改修工事	増設・補修工事に伴う交通規制の削減日数と工事面格を総合評価。	社会的集約に関する事項、交通の確保、環境面	路面との騒音の低減値	H14.3.27	道路工事
30	中国	山口工事業務所	国道2号和木橋改修工事	現道上の排水性舗装工事、騒音等の低減と工事面格を総合評価。	社会的集約に関する事項、環境の確保、騒音	工期日数の短縮	H13.10.27	道路工事
31	中国	倉吉工事業務所	八幡橋改修工事	増設を切り回しての排水性舗装工事、現作作業の短縮と工事面格を総合評価。	社会的集約に関する事項、交通の確保、環境面	工期日数の短縮	H14.3.8	道路工事
32	中国	松江国道工事業務所	国道9号白石橋改修その2工事	現道上の排水性舗装工事、騒音等の低減と工事面格を総合評価。	社会的集約に関する事項、環境の確保、騒音	路面との騒音の低減値	H14.3.15	道路工事
33	四国	土佐国道工事業務所	平成13年度高知市河川橋改修工事	現道上の排水性舗装工事、騒音等の低減と工事面格を総合評価。	社会的集約に関する事項、環境の確保、騒音	路面との騒音の低減値	H13.12.28	道路工事
34	九州	熊本国道工事業務所	佐山トンネル内外の改修工事	トンネル補修工事、工期の短縮日数と工事面格を総合評価。(県工建設工事(即令金体)	社会的集約に関する事項、交通の確保、規制時間	工期日数の短縮	H14.3.16	道路工事

※1 ガイドライン上の整理とは、平成13年9月に、各共事業関係者庁との申し合わせにより附帯大臣(旧 大蔵大臣)との協議を踏まえた工事に関する取組に係る取組方式の標準ガイドラインにおける、計画項目上の整理のこと。

総合評価落札方式の新しい通達のポイント

1. これまでの総合評価落札方式の課題

- 総合評価落札方式の実施数が極めて少ない
- 価格に比べ性能評価のウェイトが極めて低い

(考えられる主な原因)

※価格以外の性能の評価方法が必ずしも明らかでない。

※性能の評価、すなわち性能の向上がもたらす価値を、性能向上に要する費用等で評価していた

(価格以外の性能が高い状態の工事価格を仮想積算し、標準状態と比較した増分工事費をその性能の評価としていることが多い。これにより、事務量が増加するとともに性能評価ウェイトが価格に比べ低く算出されていた。)

2. 通達による主な対応内容

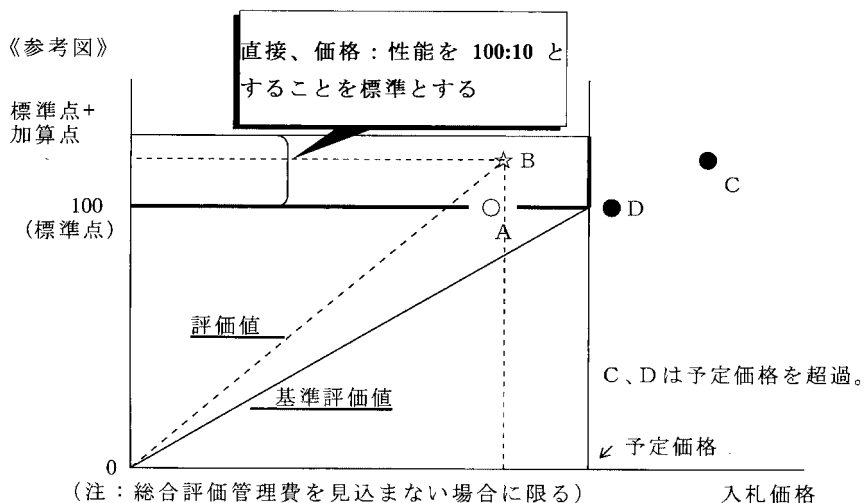
(1) (価格：性能) の評価割合を標準的に (100：10) とする方式を提示。

【価格以外の性能を上記割合で評価して良い(工事の内容に応じて加減可)】

また、その評価方式として①数値方式、②判定方式、③順位方式を提示

→国総研において実施事例を評価し、必要に応じて今後見直す。

(2) 地方整備局の判断で総合評価落札方式実施可能 (本省事前協議不要)



平成14年6月13日
国地契第12号
国官技第58号
国営計第33号

各地方整備局 総務部長
企画部長
営繕部長

大臣官房 地方課長
技術調査課長
官庁営繕部営繕計画課長

工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について

標記に関しては、「総合評価落札方式の実施について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号）に基づき実施しているところである。

入札に参加する企業からの積極的な技術提案による技術面での競争を促進するとともに、価格のみならず総合的な価値による競争を促進することは、国にとって最良な調達を実現させ、公共工事の品質確保を図る上で有効であると期待されるとともに、ひいては、効率的かつ効果的な社会資本の整備、民間の技術開発の促進に寄与するものと期待されることである。

そこで、総合評価落札方式のより一層の適用性の拡大を図るとともに、事務の合理化に資するよう、総合評価落札方式により入札する場合の性能等の評価方法について、下記のとおり当面の運用試行案をとりまとめたので、適切に実施されたい。

記

1. 性能等の評価方法に関する運用試行案

(1) 対象工事

「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（以下「標準ガイド」という。）及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計第132号）（以下「手続き通達」という。）に基づき行われる工事で、標準ガイド第1Ⅲ1(1)において設定する全ての評価項目が、必須以外の評価項目である工事とする。

(2) 標準ガイド第2Ⅳ4により、必須以外の評価項目について加算点を与える際、入札説明書等に記載された要求要件を満たしている場合に与える点数を、以下において標準点と言い、標準点以上に加算する点数を加算点と読み替えるものとする。

(3) 標準点と加算点との配点割合

標準ガイド第2Ⅲ2においては、「評価項目及び得点配分は、工事における必要度・重要度に基づき適切に設定するものとする。」とされている。

上記(1)の対象工事に係る性能等の評価手法については、上記標準ガイドの主旨を踏まえつつ、直接、配点割合を設定する方式により行うものとする。

この場合、当面、標準的には標準点を100点、加算点を10点とし、工事の内容等に応じて加減するものとする。

(4) 加算点の評価方式

評価項目の加算点の評価方式は、標準ガイド第2Ⅱ5に従い、性能等を数値化できるものについては下記①によるものとし、数値化が困難で定性的に表示せざるを得ないものについては下記②又は③のいずれか適切なものによるものとする。

評価項目が複数ある場合は、各評価項目の内容等に応じて適切に重み付けを行い、標準的には加算点が10点となるよう各評価項目毎の加算点を定めるものとする。

① 数値方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、提示された最高の性能等の数値に10点を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に0点を付与する。また、その他の入札参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与するものとする。

② 判定方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、優／良／可で評価、判定する方式。

この場合、標準的には、それぞれ10／5／0点を付与するものとする。

③ 順位方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、入札参加者の最上位者に10点、最下位者に0点を付与し、中間の者には均等に按分して点数を付与するものとする。

2. 性能等の評価方法に関する運用にあたっての留意事項

性能等の評価にあたっては、標準ガイド第2Ⅲ6において、入札説明書等に各評価項目毎に、入札者の提示する性能等とその評価に応じ与える得点(標準点を含む)の関係を明らかにすることとされていることに留意すること。

3. その他

(1) 今後、国土技術政策総合研究所において実施事例を収集、評価し、必要に応じて標準的な配点割合を見直すものとする。

(2) 地方整備局長が、標準ガイドに従い総合評価落札方式を実施する工事

を選定した場合は、標準ガイド第1 I 1の大臣が認める工事と見なすものとする。また、手続き通達において、総合評価落札方式を実施する場合、事前に本省担当課と協議することとしているが、地方整備局において特段の事情がある場合を除き、事務合理化の観点から事前協議を廃止する。